4. 土地利用



桜島とフェリー (鹿児島港臨港地区)

(1) 都市計画区域

都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するもので、本市は大正14年10月に鹿児島都市計画区域の当初指定を行ったが、平成16年11月1日の合併に伴い、現在5つの都市計画区域が存在している。

令和4年3月31日現在

	鹿児島	吉 田	喜 入	松元	郡山	合 計
都市計画区域	29, 021ha	650ha	2,905ha	3, 171ha	2,740ha	38, 487ha

(2) 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、効率的な公共投資を行い、農林漁業との土地利用の調和を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つに区分(いわゆる「線引き」)するものであり、本市においては、鹿児島都市計画区域が線引きを行っている。

市街化区域は、既に市街地が形成されている区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、用途地域等の地域地区を指定できるほか、道路、公園、下水道等の都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の開発などを行い、計画的なまちづくりを行う区域である。一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、原則として用途地域は定めない。

本市では、昭和46年2月に線引きを行い、58年3月に第1回、平成8年6月に第2回、16年5月に第3回、26年10月に 第4回の定期見直しを行った。また、平成10年9月、13年8月、21年8月、22年12月、30年3月に随時見直しを行っ た。

令和4年3月31日現在

	鹿児島	吉 田	喜 入	松元	郡山	合 計
市街化区域	8, 412ha					8, 412ha
市街化調整区域	20, 609ha					20, 609ha

(3) 用途地域

用途地域は、土地の合理的な利用と良好な生活環境をつくりだすための規制であり、現在、鹿児島都市計画区域、吉田都市計画区域、松元都市計画区域、郡山都市計画区域で用途地域の指定を行っている。

令和4年3月31日現在

		鹿児島	吉 田	喜 入	松元	郡山	合 計
		約 8,412ha	約 55ha		約 270ha	約 103ha	約 8,840ha
	第一種低層住居 専 用 地 域	約 3, 934ha	約 44ha		約 29ha	約 10ha	約 4,017ha
	第二種低層住居 専 用 地 域	約 146ha					約 146ha
用	第一種中高層住居専用地域	約 209ha	約 1.5ha		約 139ha	約 59ha	約 409ha
途	第二種中高層住居専用地域	約 816ha	約 9.5ha		約 8.7ha		約 834ha
Lile	第一種住居地域	約 852ha			約 54ha	約 18ha	約 924ha
地	第二種住居地域	約 101ha					約 101ha
域	準 住 居 地 域	約 205ha			約 15ha	約 7.6ha	約 228ha
	近隣商業地域	約 290ha			約 11ha	約 3.2ha	約 304ha
	商業地域	約 506ha					約 506ha
	準工業地域	約 534ha			約 14ha	約 5.3ha	約 553ha
	工 業 地 域	約 237ha					約 237ha
	工業専用地域	約 582ha					約 582ha

用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われる。 (令和4年4月1日現在)

 		速に	ついては、次のとおりの制	限が行われる。														(令和4年4月1日現在)
田産地域内の建築物の用産制限	開き始終的の再達物の用語が開展				第	第	第	第	第	第	準	田	近	商	準	I	I	
用表彰性外の理案物の用表制限 選 であられる用格 選 を	開き始終的の再達物の用語が開展					=		=										
用途地域内の接触の 最初である。	日本				種	種			_	_	12-	園	隣		_		業	
### 2	### 2				低	低	中		揺	揺	抂					ᄴ		
世	世代、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大				層	層			悝	悝		住	商	未		未	専	
世生、大同性を、書宿舎、下庭	世紀、共同世紀、帝帝帝・下部				住		層		住	住					業			借 老
## 日本の	#				屋		1王						業		-13		Ħ	ura . J
使死、共同性死、毒瘤者、下窩 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京田 京	世生、共列性を、素瘤金、下部		⊕, ⊘, ⊚, ⊕, ⊙, ⊚, ▲,	,■ ・・・面價,陷奴守の削収の9	亩		店		居	居		'n	~	地		地	/13	
## 2	************************************				4		4				†4b	116	116		地		Arla.	
世 元	世 夫 川田生 : 香商舎 下音				H			用	地	地		地	地				쁘	
接き、共同性主 客信き、下層 新聞性で、自は受けの温報が、150mに下のはの	20				地		地	地										
### 2 10 10 10 10 10 10 10	開刊され、対き協力の接着機が、300ので担か、対象のが表現を含めて、対象のでは、、対象のでは、、対象のでは、、対象のでは、、対象のでは、、対象のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	4-	# <u>D</u>		域	-	域	域	域	域	-	-	-	- (1	-	域	域	
□	□ 品類の反應機体 1 500㎡以下のもの				_	Ť	Ť		_						_	-		
国議等の床面積が 1500㎡を超え 1500㎡以下のもの	□				О	-	-							_				非任宅部分の用途制限あり
	□ 1 日		店舗等の床面積が 150m以下 <i>0</i>	かもの		(1)	(2)	3	0	0	0	(1)	0	0	О	O	(4)	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス
語画等の原面形が 1,500mでを超え 3,000mが以下のもの	報酬のから、		店舗等の床面積が 150㎡を超え	500㎡以下のもの			2	3	0	0	0		0	0	0	0	4	
	□		店舗等の床面積が 500㎡を超え	1,500㎡以下のもの				(3)	0	0	0		0	0	0	0	4	
広語等の床面積が 1000の㎡を組え 10000㎡ 以下のもの	回義等の展面技術 1900mで起見 1900mで以下のもの		店舗等の床面積が 1.500㎡を超え	3.000㎡以下のもの			Т		\circ	С	С		С	\circ	\circ	\circ	(4)	④ 物販店舗、飲食店を除く。
店舗等の床面積が 150m以下のもの	■	₹					Н		Ť	-	-		_	_			_	物販店舗は、第二種、第三種特定建築物制限地区で制限
# 再務所等の床面積が 150㎡以下のもの	# 高所等の法庭所が、150mで設定でも20						Н	H))					<u>U</u>	4	
# 書務所等の床面積が 150mで起見 150m以下のもの	# 高州等の反應技術 1500㎡起元 2500㎡以下のもの																	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
本務所等の床価格が		78-						A	_	_	-							
# 事務所等の床面積が 1.5000㎡起え 3.000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡里 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡起入 5000㎡星 5000㎡起入 5000㎡里 5000㎡起入 5000㎡里 5000㎡里 5000㎡起入 5000㎡里 50		-	事務所等の床面積が 150㎡を超	え 500㎡以下のもの				\blacktriangle	0	0	0		,					
等 事務所等の床面積が 1.500m/並起えるもの	等 等務所等の底面核が 3,000mに起え 3,000mに以下のもの		事務所等の床面積が 500㎡を超	え 1,500㎡以下のもの				\blacktriangle	0	0	0		0	0	0	O	0	▲ 2階以下
本務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	事務所等の版画館が 3.000㎡を超えるもの		事務所等の床面積が 1,500㎡を超	え 3,000㎡以下のもの					0	0	0		0	0	0	0	0	
ホテル、旅館 ボールング場、スケート場、水泳場、ゴルフ緑習場、バッティング緑習場等	本		事務所等の床面積が 3,000㎡を超	呈えるもの					Ĺ								_	
ボーリング場、スケート集・水泳場、ゴルフ練習場等	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ酸密場、バッティング秘密場等 ▲ ▲ ○ ○ ○ ○ ○ ▲ ▲ 3,000m以下 1000m以下 1000m	ホテル					t		$\overline{\mathbf{A}}$	_	_					Ŭ	Ĭ	▲ 3,000㎡以下
展 遊 カラオケボックス等 格技	カラオケボックス等 1			ゴルフ練習提 バッティング練習提等	Ħ		H		1	_	_			_	_	$\overline{}$		
(1) ① ○ ○ ② ① ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(2) (1) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1			コルノ林自物、ハノバインノ林自物寺	H		Н		₽	_	-			_	_	_		
俗 施 版 報告 にもんこ屋、射的場、馬券・車券免売所等	(2) (1) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	風遊	カフオ ゲルック人寺				-			▲	▲		0	O	O	_	_	
大切技	キャバレー 料理店等・園室付沿場等	俗協	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券	• 車券発売所等						1	1		0	0	2	1		② 第一種特定建築物制限地区で制限あり
大切技	キャバレー 料理店等・園室付沿場等	施設				_	-					Н		-	_			
大規模	キャパレー 料理底等、個定付浴場等 大規模 脚場、映画館、演英場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場等 「では面積の合計が10,000mを超えるもの 「大字、高等専門学校、専修学校等 「「「マを留所の上家等 「「マを留所の上家等 「「マを留所の上家等 「「マを留所の上家等 「「マを選別を解析 「「マを留所の上家等 「「マを選別を解析 「「マを留所の上家等 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを選別を解析 「「マを認知を解析 「「「マを認知を解析 「「「では、「できるのの所以下」」」」」 「「「「では、「で、「で、「で、「なのの所以下」」」」 「「「で、「ない」」」 「「「ない」」」 「「ない」」」 「「「ない」」」 「「ない」」」 「「ない」」」 「「「ない」」」 「「ない」」」 「ない」」」 「「ない」」」 「「ない」」」 「ない」」」 「「ない」」」 「「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」」 「ない」」 「ない」」 「ない」」」 「ない」」	設。	劇場,映画館,演芸場,観覧場,ナ							1		0	0	2			② 第一種特定建築物制限地区で制限あり	
大型機	大規模		キャバル 料理店等 伊索什※提	Н		Н	-	Н						_				
集客施設 で床面積の合計が10,000mを超えるもの	業容能設 で味面積の合計が10.00mで担えるもの	+ #8#			H		Н							O	4			▲ 恒至刊沿場寺を除く
対権圏 小学校、中学校、高等学校	が推園・小学校、高等学校												0	0	\blacksquare			▲ 第一種特定建築物制限地区で制限あり
公式 大学、高等専門学校、専修学校等 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	大学 高等専門学校、専修学校等	X 0 "	Called Maria Called		$\overline{}$				$\overline{}$				$\overline{}$	$\overline{}$	$\overline{}$			
世	設置	15		×	\subseteq)												
図査派出所、バス停留所の上家等	設備社、寺院、教会等					_	-							_	_			
特性、寺院、教会等	神社、寺院、教会等				0	0	-											
病院	病院	設	巡査派出所、バス停留所の上家等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
院 病院	院	·	神社, 寺院, 教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
・ 公衆浴場、診療所、保育所等 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	公衆浴場、診療所、保育所等		病院				0	0	0	0	0		0	0	0			
学 表人不一ム、福祉ホーム等	 差人ホーム、福祉ホーム等 老人福祉センター、児童厚生施設、郵便局等 本 ▲ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		公衆浴場, 診療所, 保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
 本 人福祉センター、児童厚生施設、郵便局等 自動車教習所	 老人福祉センター、児童厚生施設、郵便局等 自動車教習所 単独車庫(附属車庫を除く) 単独車庫(附属車庫を除く) 連集等物附属自動車車庫 ①②②③③③②①①○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	学			Ť		_										Ĭ	
自動車教習所	自動車教習所			郵便局等	_	_	-											▲ 主亜田涂に上り延べ高種に制限なり
単独車庫(附属車庫を除く) 建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 倉庫業倉庫 自家用倉庫 100000000000000000000000000000000000	単独車庫(附属車庫を除く)	寺					1	\mathcal{L}	_									
 建築物附属自動車車庫 ①②3(こついては、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 倉庫業倉庫 自家用倉庫 自家用倉庫	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限																	
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限 ※一団 地の 敷 地内 について別に制限 あり ③ 2階以下 23,000㎡以下 ■展産 自家用倉庫 ① ② ○ ○ □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に配載の制限 ※一団地の敷地内について別に制限あり 3 2両以下 1,500m以下 ②3,000m以下 ②4,000m以下 ②4,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ②5,000m以下 ③5,000m以下 ④5,000m以下 ④5,		単独単庫(附属単庫を除く)				▲						O	O	O	\circ	O	▲ 300m以下 2階以下
倉庫業倉庫	倉庫業倉庫				1	1	2	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	① 600㎡以下 1階以下 ② 3000㎡以下 2階以下
自家用倉庫	日家用倉庫		(1)(2)(3)については、建築物の延べ面積の	の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	Ж-	<u> </u>	団地	の	敷地	内	1: :	つい	てり	別に	制	限ま	5 4	③ 2階以下
 五 畜舎 1 ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	エ		倉庫業倉庫								0		0	0	0	0	0	
 	エ		白安田倉庫					(T)	(2)						$\overline{}$	$\overline{}$		①2階以下 1,500㎡以下 ②3,000㎡以下 ■農産物及
場 *** *** *** *** *** *** *** *** *** *	場	_							_	_				_	_	_		
- 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 ① ① ① ■ ② ② ○ ○ ○ □ 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ② ② ○ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 (直) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重	_	畜舎					1	2	0	0		0	0	0	0	0	①15㎡以下 ②3,000㎡以下
- 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 ① ① ① ■ ② ② ○ ○ ○ □ 原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ② ② ○ ○ ○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	 危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場 (直) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重) (重	場	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋. 洋	服店, 畳屋, 建具屋. 自転車店等で作							_				\Box	$\overline{}$	^	原動機の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 ② ② ○ ○ ○ 「作業場の床面積 ② ② ○ ○ ○ 「作業場の床面積 ② ② ○ ○ ○ ○ 「	倉庫 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 ② ② ② ○ ○ ○ 「作業場の床面積」 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ○ ○ ○ □ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものを除く 等 自動車修理工場 ① ① ② ③ ③ ③ ○ ○ 「に限る。※著しい騒音を発生するものを除く 作業場の床面積 ○ に限る。※著しい騒音を発生するものを除く 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ② 3 300㎡以下 原動機の制限あり 東が非常に少ない施設 ② 大薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量 ① ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					•	•	•	O	O	O	•	O	O	O	U	O	▲ 2階以下
↑ 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	倉庫 危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場 ② ② ② ○ ○ ○ 「作業場の床面積」 危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場 ○ ○ ○ □ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものを除く 等 自動車修理工場 ① ① ② ③ ③ ③ ○ ○ 「に限る。※著しい騒音を発生するものを除く 作業場の床面積 ○ に限る。※著しい騒音を発生するものを除く 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ② 3 300㎡以下 原動機の制限あり 東が非常に少ない施設 ② 大薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量 ① ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	•	危険性や環境を悪化させるおそれ	が非常に少ない工場					1	1	1		(2)	(2)	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり
た験性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	_		** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *						·		f				\tilde{c}	\sim	作業場の床面積
等 自動車修理工場	(また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないがより (また) ではないがまり (また) ではないがより (また) ではないがより (また) ではないがまり (また) ではないがまり (また) ではないがまり (また) ではないますではないますではないますではないがまり (また) ではないまするではないますでは	启					Н						(C)					
等 自動車修理工場	(また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないが文は者とく環境を悪化させるあぞれがある上場 (また) ではないがより (また) ではないがまり (また) ではないがより (また) ではないがより (また) ではないがまり (また) ではないがまり (また) ではないがまり (また) ではないますではないますではないますではないがまり (また) ではないまするではないますでは	庫					H								9	\sim) (■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するもの
自動車修理工場 ① ① ② ③ ③ ② 〇 〇 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以 原動機の制限あり	自動車修理工場 ① ① ② ③ ③ ③ ○ ○ ○ ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり 火薬,石油類,ガスなどの危険物の貯蔵,処理の量 量が少ない施設		心灰はかんさいか又は者しく境境を	で応じているのでれかめる上場												U	O	に限る。※者しい騒音を発生するものを除く
原動機の制限あり	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量 量が非常に少ない施設 10200000000000000000000000000000000000	等	白動車放理工程						1	(1)	<u></u>		(3)	(3)				
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量 量が非常に少ない施設 ① ② ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		日到甲修理工场						(1)	(1)	(2)		(S)	(3)	U	U		
■ ■	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量 量が少ない施設 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			見が北帯に小かい大部			Н	(1)	(a)							$\overline{}$		A. CO 25/Luli A> 30/1 CME AN INC. AN
	の貯蔵, 処理の量 量がやや多い施設 量が多い施設 0 0 0							\odot	(2)	0	0							
	量が多い施設												\circ	O				① 1,500㎡以下 2階以下
12.7 (190 new			の灯廠、処理の重	量がやや多い施設											0	_	_	(名) 3,000m以下
量が多い施設	羽幸市担 小瀬根 レ玄根 活物加田根 ごみ終却担等															0	0	
	印売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等 都市計画区域内においては都市計画決定が必要 ■																	

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではない。「田園住居地域」は、本市では指定なし。また、条例などにより本表と異なる制限を受ける場合がある。

第一種低層住居専用地域・・・・低層住宅の良好な環境保護のための地域

第二種低層住居専用地域・・・・小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域

第一種中高層住居専用地域・・中高層住宅の良好な環境保護のための地域

第二種中高層住居専用地域··一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域

第一種住居地域・・・・・・・・大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域 第二種住居地域・・・・・・・大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域

準住居地域・・・・・・・・・・・・道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域

田園住居地域・・・・・・・・・農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境

を保護するため定める地域

近隣商業地域・・・・・・・・・近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域

商業地域・・・・・・・・・・・・・店舗、事務所等の利便の増進を図る地域

準工業地域・・・・・・・・・・・・環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域

工業地域・・・・・・・・・・工業の利便の増進を図る地域

(4) 鹿児島都市計画区域

都市計画区域と区域区分の変遷

	当 初	第1回定期見直し	第2回定期見直し	随時見直し	随時見直し	第3回定期見直し	随時見直し	随時見直し	第4回定期見直し	随時見直し
告示年月日	S46.2.12	S58.3.30	H8.6.21	H10.9.29	H13.8.31	H16.5.14	H21.8.11	H22.12.28	H26.10.14	H30.3.27
告示番号	県134	県608	県1046	県1344	県1216	県982	県897	県1293	県1004	県389
目標年次	S55(1980)	S65(1990:H2)	H13(2001)	_	_	H22(2010)	_	_	H32(2020)	_
目標人口	50万人	55万人	58万人	-	-	57万人	_	_	55万人	_
目標年次人口	505,360人	536,752人	553,340人	-	-	556,597人	-	-	-	-
(出典)	S55国調	H2国調	H14.1.1推計人口	_	_	H22国調	_	_	_	_
都市計画区域	27,915ha	28,829ha	28,960ha	28,975ha	28,979ha	28,979ha	29,002ha	29,002ha	29,017ha	29,021ha
市街化区域	6,930ha	7,862ha	8,275ha	8,292ha	8,428ha	8,453ha	8,467ha	8,442ha	8,405ha	8,412ha
市街化調整区域	20,985ha	20,967ha	20,685ha	20,683ha	20,551ha	20,526ha	20,535ha	20,560ha	20,612ha	20,609ha
市街化区域増減	_	+932ha	+413ha	+17ha	+136ha	+25ha	+14ha	−25ha	-37ha	+7ha
保留人口フレーム (解除人口)	-	ı	15,000人設定	- (200人)	- (8,600人)	3,300人設定	-	_	3,600人設定	- (100人)
市街化区域及び 市街化調整区域 への主な編入 区域等		・1号用地 ・西郷団地1工区 ・大峯団地 ・千年団地 ・子年団地 ・伊敷ニュータウン など	・皇徳寺ニューダウン・花野団地・西郷団地2工区	(21箇所)200人 公有水面埋立地	7団地の 宅地開発分 8,300人 穴抜きとなる 5箇所の区域 300人 公有水面埋立地 (2箇所) 0人	(17箇所) 公有水面埋立地 (1箇所) 調整区域への編入 (1箇所) 地形地物の見直し (26箇所)	公有水面埋立地(2箇所)	万田ヶ宇都地区の土地区画整理組合解散に伴う市街化調整区域への編入	宅地化進行による (5箇所) 公有水面埋立地 (1箇所) 調整区域への編入 (4箇所) 地形地物の見直し (7箇所) 計 17箇所	公有水面埋立地 (1箇所) 道路整備完了 (2箇所) 開発行為完了 (1箇所)

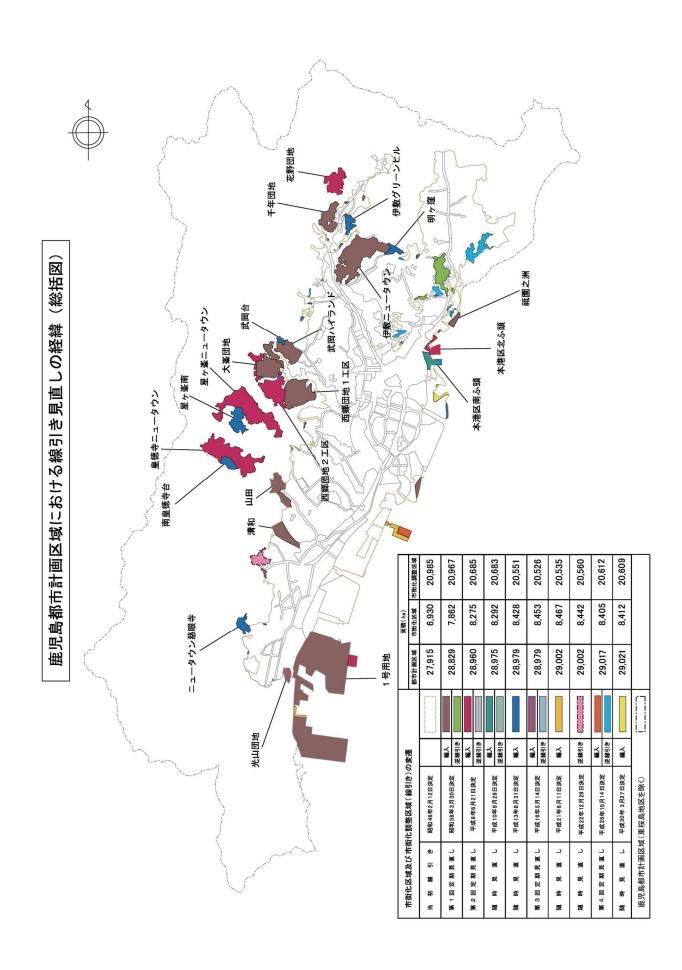
用途地域の変遷

鹿児島都市計画区域の用途地域は、昭和5年、面積1,429.7haの区域指定を受けたのが最初で、21年には戦後の復興計画の立案にあたり、用途地域に全般的な再検討を加え、26年に変更指定した。

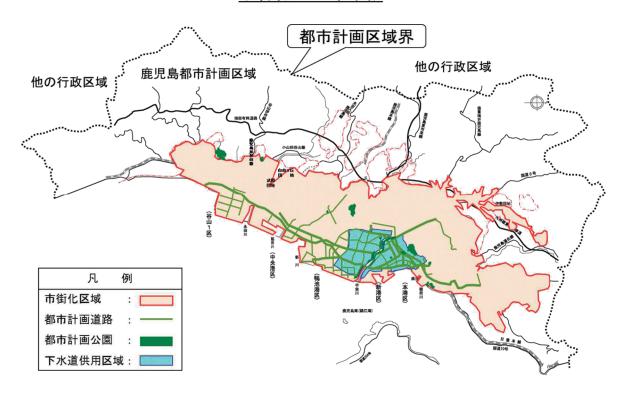
その後も旧谷山市との合併による市域の拡大や市街地の発展等により数度にわたり変更し、48年には都市計画法の改正に伴い8種類の用途地域を指定し、58年12月に第1回の全市的な見直しを行った。

また、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正(平成5年6月25日から施行)により、新たに住居系用途地域が4種類増え12種類となったことから、8年6月に第2回の全市的な見直しを行った。

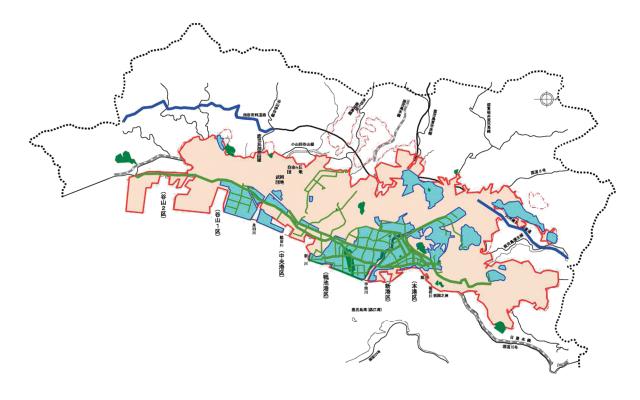
その後、16年5月に第3回、26年6月と10月に第4回の見直しを行ったが、一部見直しは10年9月、13年8月、17年7月、18年7月、21年8月、22年3月、22年12月、26年2月、30年3月、令和3年12月に行っている。



<u>鹿児島都市計画区域内における都市計画施設等の変遷</u> (昭和45年頃)

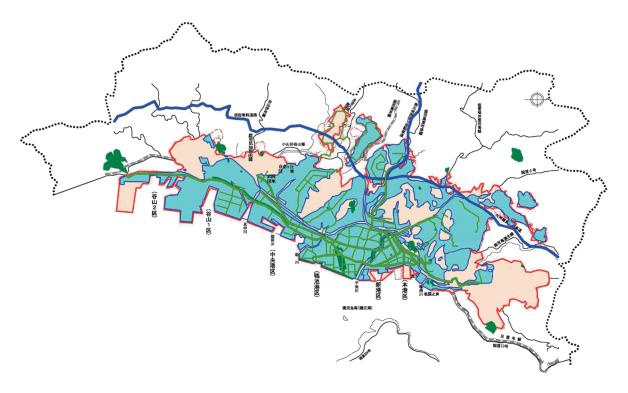


(昭和57年頃)

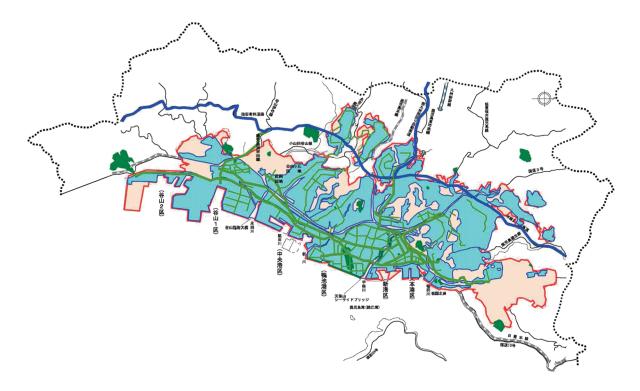


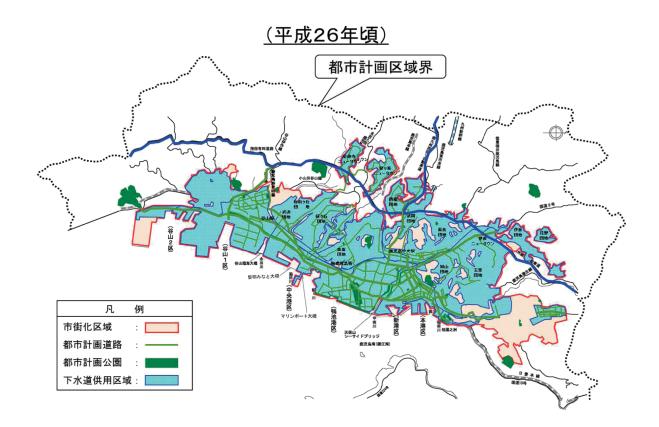
※この変遷図は概略を示したものである。

<u>(平成 8年頃)</u>



(平成16年頃)





用途地域の変遷

※()はパーセント

施行年月日/指定年月日 告示番号	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域	計	備考
昭 5. 2. 24/昭 5. 1. 25	790. 5ha (55. 7)	316.6ha (22.1)	33. 5ha (2. 3)	284. 6ha (19. 9)	1, 429. 7ha (100. 0)	
昭10. 9. 6/昭10. 8. 17	794. 6	316. 6	33. 9	284. 6	1, 429. 7	
内務省告示第472号	(55. 6)	(22. 1)	(2. 4)	(19. 9)	(100. 0)	
昭26. 7. 18/昭26. 6. 28	1, 159. 1	235. 3	115. 9	153. 7	1,664.0	
建設省告示第669号	(69. 7)	(14. 1)	(7. 0)	(9. 2)	(100.0)	
昭31. 8. 29/昭31. 8. 9	1, 160. 8	235. 3	141. 7	126. 2	1, 664. 0	
建設省告示第1213号	(69. 8)	(14. 1)	(8. 5)	(7. 6)	(100. 0)	
昭33. 5. 1/昭33. 4.11	1, 160. 0	234. 9	141. 4	126. 0	1,662.3	
建設省告示第1056号	(69. 8)	(14. 1)	(8. 5)	(7. 6)	(100.0)	
昭38. 3. 7/昭38. 2.15	1, 400. 0	234. 9	141. 4	160. 8	1, 937. 1	
建設省告示第222号	(72. 3)	(12. 1)	(7. 3)	(8. 3)	(100. 0)	
昭41. 6. 2/昭41. 5.13	745. 0	10. 0	83. 3	91. 6	929. 9	※旧谷山市
建設省告示第1461号	(80. 1)	(1. 1)	(9. 0)	(9. 8)	(100. 0)	のみの指定分
昭42. 4. 19	2, 145. 0	244. 9	224. 7	252. 4	2, 867. 0	※旧谷山市と
	(74. 8)	(8. 6)	(7. 8)	(8. 8)	(100. 0)	合併
昭44. 5.30/昭44. 5.10	2, 348. 8	392. 2	262. 5	472. 1	3, 475. 6	
建設省告示第1877号	(67. 6)	(11. 4)	(7. 5)	(13. 5)	(100. 0)	

(新都市計画法の施行による)

	1/2/ // // // // // // // // // // // //	1-0-0-								
施行年月日 指定年月日 告示番号	第 一 種 住居専用 地 域	第 二 種 住居専用 地 域	住 居地 域	近 商 地	商業地域	準工業 地 域	工業地	工 専 地	計	備考
昭48. 6. 18 昭48. 6. 18	3,679ha	862ha	1,015ha	124ha	420ha	323ha	91ha	330ha	6,844ha	
県告示第737号	(53.8)	(12.6)	(14.7)	(1.8)	(6.2)	(4.8)	(1.3)	(4.8)	(100.0)	
昭58. 3.30 昭58. 3.30	3, 997	877	1,032	124	428	498	91	721	7, 768	線引き見直し
県告示第606号	(51.4)	(11.3)	(13.3)	(1.6)	(5.5)	(6.4)	(1.2)	(9.3)	(100.0)	による
昭58. 12. 21 昭58. 12. 21	3, 844	979	1, 039	149	458	494	84	721	7, 768	用途地域の
県告示第2048号	(49.4)	(12.6)	(13.4)	(1.9)	(5.9)	(6.4)	(1.1)	(9.3)	(100.0)	見直しによる
平 4. 1.10 平 4. 1.10	3, 842	982	1,038	149	458	494	84	721	7, 768	,,,
県告示第37号	(49.5)	(12.6)	(13.4)	(1.9)	(5.9)	(6.3)	(1.1)	(9.3)	(100.0)	,,,

施行年月日 指定年月日 告示番号	第 一 種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居 地 域	近 隣 業 域	商業地域	準工業 地 域	工業地域	工業用地域	計	備考
平 8. 6.21	約3,966ha	約125ha	約210ha	約824ha	約835ha	約132ha	約101ha	約207ha	約458ha	約505ha	約84ha	約734ha	約8,181ha	新用途地域 の指定によ
平 8.6.21 県告示第1045号	(48.5)	(1.5)	(2.6)	(10.1)	(10.2)	(1.6)	(1.2)	(2.5)	(5.6)	(6.2)	(1.0)	(9.0)	(100.0)	の指定による
平10. 9.29	約3,956	約126	約210	約834	約836	約132	約101	約207	約458	約520	約84	約734	約8,198	線引き・用
平10. 9.29 県告示第1345号	(48.3)	(1.5)	(2.6)	(10.2)	(10.2)	(1.6)	(1.2)	(2.5)	(5.6)	(6.3)	(1.0)	(9.0)	(100.0)	途 地域 の見 直しによる
平13. 8.31	約4,086	約127	約211	約835	約836	約132	約101	約207	約458	約523	約84	約734	約8,334	線引きの見
平13. 8.31 市告示第503号	(49.1)	(1.5)	(2.5)	(10.0)	(10.0)	(1.6)	(1.2)	(2.5)	(5.5)	(6.3)	(1.0)	(8.8)	(100.0)	直しによる
平16. 5.14	約4,092	約120	約212	約811	約841	約101	約169	約291	約494	約504	約237	約581	約8,453	線引き・用
平16.5.14 市告示第328号	(48.4)	(1.4)	(2.5)	(9.6)	(9.9)	(1.2)	(2.0)	(3.4)	(5.8)	(6.0)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	途 地域 の見 直しによる
平17. 7.28	約4,046	約147	約212	約818	約840	約101	約182	約291	約494	約504	約237	約581	約8,453	用途地域の
平17. 7.28 市告示第572号	(47.9)	(1.7)	(2.5)	(9.7)	(9.9)	(1.2)	(2.2)	(3.4)	(5.8)	(6.0)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
平18.7.7	約4,045	約147	約212	約809	約840	約101	約183	約291	約503	約504	約237	約581	約8,453	用途地域の
平18.7.7 市告示第594号	(47.9)	(1.7)	(2.5)	(9.6)	(9.9)	(1.2)	(2.2)	(3.4)	(6.0)	(6.0)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
平21. 8.11	約4,045	約147	約212	約809	約840	約101	約183	約291	約503	約517	約237	約582	約8,467	線引き・用
平21. 8.11 市告示第750号	(47.8)	(1.7)	(2.5)	(9.6)	(9.9)	(1.2)	(2.2)	(3.4)	(5.9)	(6.1)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	途 地域 の見 直しによる
平22. 3.25	約4,021	約141	約212	約831	約838	約101	約193	約291	約503	約517	約237	約582	約8,467	用途地域の
平22. 3.25 市告示第224号	(47.5)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(9.9)	(1.2)	(2.3)	(3.4)	(5.9)	(6.1)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
平22.12.28	約3,997	約141	約211	約831	約838	約101	約193	約291	約503	約517	約237	約582	約8,442	線引き・用
平22.12.28 市告示第1021号	(47.3)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(9.9)	(1.2)	(2.3)	(3.4)	(6.0)	(6.1)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	途地域の見 直しによる
平26.2.25	約3,997	約141	約211	約831	約838	約101	約193	約291	約503	約517	約237	約582	約8,442	用途地域の
平26.2.25 市告示第182号	(47.3)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(9.9)	(1.2)	(2.3)	(3.4)	(6.0)	(6.1)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
平26.6.30	約3,991	約142	約209	約827	約849	約101	約193	約290	約506	約515	約237	約582	約8,442	用途地域の
平26.6.30 市告示第746号	(47.3)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(10.1)	(1.2)	(2.3)	(3.4)	(6.0)	(6.1)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
平26.10.14	約3,944	約142	約209	約825	約847	約101	約193	約290	約506	約529	約237	約582	約8,405	線引き・用
平26.10.14 市告示第1086号	(46.9)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(10.1)	(1.2)	(2.3)	(3.5)	(6.0)	(6.3)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	途地域の見 直しによる
平30.3.27	約3,945	約142	約209	約825	約848	約101	約193	約290	約506	約534	約237	約582	約8,412	線引き・用
平30.3.27 市告示第344号	(46.9)	(1.7)	(2.5)	(9.8)	(10.1)	(1.2)	(2.3)	(3.4)	(6.0)	(6.3)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	途 地域 の見 直しによる
令3.12.24	約3,934	約146	約209	約816	約852	約101	約205	約290	約506	約534	約237	約582	約8,412	用途地域の
令3.12.24 市告示第1328号	(46.8)	(1.7)	(2.5)	(9.7)	(10.1)	(1.2)	(2.4)	(3.4)	(6.0)	(6.3)	(2.8)	(6.9)	(100.0)	見直しによ る
I X71020.3	W == 4A == 3	に トリ会計が-	#L1 4-1-18 A	124.7										

[※] 四捨五入により合計が一致しない場合がある。

鹿児島都市計画用途地域

種	類		面 積	容積	率	建ペ	い率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の	備考
第一種	任 國	約	334 ha	6/10	以下	4/10	以下	_	_	10m	
用 一 種住居 専り	田地は	約	3, 435 ha	8/10	以下	5/10	以下	_	_	10m	
正石 寸/	11 70 490	約	165 ha	10/10	以下	6/10	以下	_	_	10m	
小	計	約	3, 934 ha								46.8%
第二種	低層	約	140 ha	8/10	以下	5/10	以下	_	_	10m	
住居専月	用地域	約	6 ha	10/10	以下	6/10	以下	_	_	10m	
小	計	約	146 ha								1.7%
第一種「	中高層	約	24 ha	10/10	以下	6/10	以下	_	_	_	
住居専月	用地域	約	185 ha	20/10	以下	6/10	以下	_	_	_	
小	計	約	209 ha								2.5%
第二種「	中高層	約	34 ha	10/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
住居専月	用地域	約	782 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	_	-	
小	計	約	816 ha								9.7%
第一種住	居地域	約	852 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
小	計	約	852 ha								10.1%
数一毛 分	무내내모	約	70 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
第二種住	店地坝	約	31 ha	30/10	以下	6/10	以下	-	_	-	
小	計	約	101 ha								1.2%
準 住 居	地域	約	205 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
小	計	約	205 ha								2.4%
		約	31 ha	30/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
近隣商	쌓 내 남	約	171 ha	20/10	以下	8/10	以下	-	-	-	
U 解 尚 差	来 地	約	64 ha	30/10	以下	8/10	以下	-	-	-	
		約	24 ha	40/10	以下	8/10	以下	-	_	-	
小	計	約	290 ha								3.4%
		約	9 ha	30/10	以下	8/10	以下	-	-	-	
		約	376 ha	40/10	以下	8/10	以下	-	_	-	
商業	地 域	約	72 ha	50/10	以下	8/10	以下	_	_	-	
		約	33 ha	60/10	以下	8/10	以下	_	_	_	
		約	16 ha	70/10	以下	8/10	以下	_	_	_	
小	計	約	506 ha								6.0%
%#± → ≥#4.		幼	514 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
準工業	地域	約	20 ha	30/10	以下	6/10	以下	-	_	_	
小	計	約	534 ha								6. 3%
	地 域		237 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
小	計	約	237 ha								2. 8%
工業専り			582 ha	20/10	以下	6/10	以下	-	-	-	
小	計	約	582 ha								6. 9%
>1.	н	/r-J	002 Ha								0. 3/0
合	計	約	8, 412 ha								100.0%

特別用途地区

特別用途地区は、用途地域に重ね合わせて、地域の実状に応じたよりきめ細かな用途規制・誘導を行うため、都市計画を定めるとともに、必要な制限内容は建築条例で定めるものである。

本市においては、今後の時代に対応した都市機能の適正立地の観点から、市全体の大規模集客施設の立地バランスを図ることを目的に、準工業地域及び工業地域の全域について、第一種から第三種の3つに区分し、特定建築物制限地区を指定している。

種類	名称	面 積	指定年月日	告示番号
	第一種特定建築物制限地区	約 534ha	平 30.3.27	市告示 第 345 号
鹿児島都市計画特別用途地区	第二種特定建築物制限地区	約 49ha	平 26. 6.30	市告示
	第三種特定建築物制限地区	約 188ha	平 26. 6.30	第 748 号

高度地区

高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区である。

本市においては、歴史と文化の集積した城山周辺地区を指定している。

名	称	面	積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	指定年月日	告示番号
城山周	辺地区	約 25	ōha	建築物の高さは、その最高限度を 20m とする。	平 22. 3.25	市告示 第 226 号

高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ペい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位 置を定める地区である。本市においては、8地区を高度利用地区に指定している。

名称		***	***	建ぺい率の 最高限度		指定年月日 (最終)	備 考 (壁面の位置の制限)
西鹿児島駅 東口 10 番 街 区 地 区		700%		70%		昭 63. 9.27	第1種市街地再開発事業 1.5m、2.0m
小川町21番 街 区 地 区	約 0.3ha					平 4. 4. 7	第1種市街地再開発事業 1.0m、1.5m、2.0m
西鹿児島駅 東口6番街区 地		500%		80%		平 9.12. 2	第1種市街地再開発事業
西千石町13番街区地区	約 0.5ha	450%	200%		200 m²	平 12. 3.10	第1種市街地再開発事業 1.5m、2.0m
中央町22番街区地区	約 0.2ha	500%				平 18. 1.26 (平 19.6.12)	第1種市街地再開発事業
中央町23番街区地区	約 0.3ha	600%		70%		平 18. 1.26	1.0m、2.0m
中央町19·20番街区地区	約 0.7ha	850%				平 27.11.10	第1種市街地再開発事業 1.0m、2.0m、3.0m
千日町1・4 番街区地区	約 1.0ha	800%				平 28.8.29	第1種市街地再開発事業 2.0m

防火地域及び準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、本市においては、昭和28年2月に準防火地域が指定された。その後、防火地域が指定され、数度にわたる見直しが行われ、平成26年6月に最終の見直しを行っている。

名称	面積	合 計	指定年月日	告 示 番 号	備	考
防火地域	約 123ha	約 886ha	平 16. 5.14	市告示第 327 号		
準防火地域	約 763ha	東リ o o o n a	平 26.6.30	市告示第 747 号		

風致地区

緑の保護育成及び景観風致の保全を図るために定める地区である。本市においては、慈眼寺風致地 区及び寺山風致地区の2地区を指定している。

名 称	面積	指定年月日	告 示 番 号	備考
慈眼寺風致地区	約 93ha	平 27. 8. 26	市告示 第 895 号	条例告示年月日及び告示番号
寺山風致地区	約 946ha	平 27. 8. 26	市告示 第 896 号	平 24. 12. 25 条例第 73 号

駐車場整備地区

市街地の自動車交通が著しくふくそうする地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために定める地区であり、本市においては昭和38年3月に都心部を対象に面積約85haを指定し、その後、平成14年2月に大幅な見直しを行っている。

この地区においては、平成5年3月に制定した「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」により、建築物における駐車施設の附置等を定めている。

名 称	面積	指定年月日	告示番号	備考
鹿児島市駐車場整備地区	約580ha	平14. 2. 25	市告示 第96号	鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例 平 5. 3. 25 条例第13号

臨港地区

港湾としての機能を十分発揮できるよう、また港湾背後地の保護育成を図るため定める地区である。 臨港地区は港湾法により分区を指定することができ、鹿児島港においては、旅客又は一般の貨物を 取り扱わせることを目的とする商港区、石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせ ることを目的とする特殊物資港区、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目 的とする漁港区、爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする保安港区、景観を整備する とともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする修景厚生港区が指定されている。

また、それぞれの分区については、港湾の適正な管理運営を図るため、県条例により構築物の規制が行われている。

名 称	区域	面積	指定年月日	告示番号	備考
鹿児島港臨港地区	本港新町の全部及び 中央港新町、浜町など 20町丁目の各一部	約 253ha	平 21. 8. 11	鹿児島県告示 第 898 号	条例告示年月日 及び告示番号 昭 42. 7. 21 県条例第 20 号

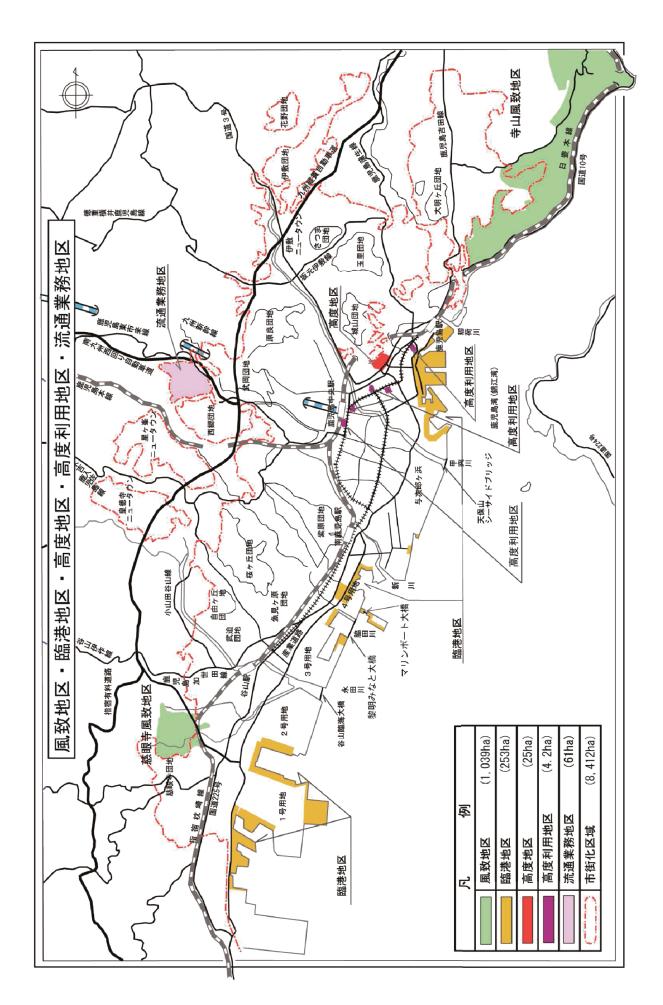
※分区の内訳

商港区167.9ha、特殊物資港区10.8ha、漁港区4.4ha、保安港区15.7ha、修景厚生港区6.4ha、無分区48.2ha

流通業務地区

流通業務地区は、市街地やその周辺地域の流通業務を向上するために定める地区である。本市は「鹿児島市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に従い、1地区が指定されている。

名	称	区	域	面	積	指定	年月日		告示番号	備	考
鹿 児 島 地	流通業務区	鹿児島市i の一部	西別府町	約 6	1ha	平元.	11. 1	13	鹿児島県告示 第 1981 号	流通業務 平元. 11. 鹿児島県台 第 1982 号	13 告示



(5) 吉田都市計画区域

都市計画区域の変遷

都市計画区域	都i	市 計 画 決 定
10 川 司 四 区 域	告示年月日	告 示 番 号
650ha	S50. 9.22	鹿児島県告示第 1069 号

用途地域の変遷

※ () はパーセント

施指告	1.1	年 月年 月	月	第低專	— 層 住 用 地	種用場	一 高 層 伯 用 地	種第 居中	高層住局	重 号 計 或	備考
그	21.	8.	11		約 44	ha	約1.	5ha	約 9.5h	a 約 55ha	
i i	21.	。. ÷第 7	48 号		(80.	0)	(2	. 7)	(17. 3	(100.0)	

吉田都市計画用途地域

	- I I			•					
種	類	面	積	容積率	建ペい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の高さの限度	備考
	種 低 層		44ha	8/10 以下	5/10 以下	_	_	10m	
小	計	約	44ha						80.0%
	重中高層 享用地域		1.5ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小	計	約	1.5ha						2.7%
	重中高層 享用地域		9. 5ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小	計	約	9.5ha						17.3%
合	計	約	55. 0ha						100.0%

特定用途制限地域

特定用途制限地域は、用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途を定めるものである。

種類	面 積	指定年月日	告示番号
吉田都市計画特定用途制限地域	約 298ha	平 21.10.6	市告示 第 883 号

(6) 喜入都市計画区域

都市計画区域の変遷

都市計画区域	都i	市 計 画 決 定
御川司四区域	告示年月日	告 示 番 号
2,898ha	S62. 4. 1	鹿児島県告示第 620 号
2, 905ha	H21. 8.11	鹿児島県告示第 896 号

特定用途制限地域

種類	面 積	指定年月日	告示番号
喜入都市計画特定用途制限地域	約 91ha	平 21.10.6	市告示 第 885 号

臨港地区

名 称	区域	面積	指定年月日	告示番号	備考
喜 入 港 臨 港 地 区	喜入中名町及び喜入町の各一部	約 2.8ha	平 21. 8. 11	市告示 第 749 号	条例告示年月日 及び告示番号 昭 42. 7. 21 県条例第 20 号

(7) 松元都市計画区域

都市計画区域の変遷

都市計画区域	都i	市 計 画 決 定				
11111111111111111111111111111111111111	告示年月日	告 示 番 号				
3, 171ha	Н4.11.2	鹿児島県告示第 2011 号				

用途地域の変遷

※ () はパーセント

指定年月日	第一種低層 住 居 専 用 地 域	層住居専用	第一種住居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準工業地域	計	備考
平 9. 1. 31 平 9. 1 31	約 37ha	約 107ha	約 60ha	約 8ha	約 14ha	約 226ha	
平 9. 1. 31 県告示第 182 号	(16. 4)	(47.4)	(26. 5)	(3.5)	(6. 2)	(100.0)	

施指告	1.1	手 月 番	日	第一種低層 住 居 専 用 地 域	第一種中高 層住居専用 地 域	第二種中高 層住居専用 地 域	第一種住居地 域	準 住地	居南域地	章	準工業地域	計	備考
	平 16. 平 16	4.	1	約 29ha	約 139ha	約 8.7ha	約 54ha	約	l5ha	約 11ha	約 14ha	約 270ha	
	平 16. 町告示	4. 第 16	号	(11)	(51)	(3)	(20)		(6)	(4)	(5)	(100)	

松元都市計画用途地域

コマンロコリコ	11 121 /1		•					
種類	面	積	容積率	建ペい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低月住居専用地		29ha	8/10 以下	5/10 以下	_	_	10m	
小 計	約	29ha						11%
第一種中高」 住居専用地		26ha 113ha	10/10 以下 20/10 以下	6/10 以下 6/10 以下		_ _		
小 計	約	139ha	20/ 10 011	0,10 0,1				51%
第二種中高月住居専用地	層約	8. 7ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小 計	約	8.7ha						3%
第一種住り地	居約	54ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小 計	約	54ha						20%
準住居地	域約	15ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小 計	約	15ha						6%
近隣商業地	域約	11ha	30/10 以下	8/10 以下		_		
小 計	約	11ha						4%
準工業地	域約	14ha	20/10 以下	6/10 以下		_		
小 計	約	14ha						5%
合 計	約	270ha						100%

特別用途地区

種類	名称	面積	指定年月日	告示番号
松元都市計画特別用途地区	第一種特定建築物制限地区	約 14ha	平 26.6.30	市告示 第 750 号

特定用途制限地域

種類	面積	指定年月日	告示番号
松元都市計画特定用途制限地域	約 182ha	平 21.10.6	市告示 第 884 号

(8) 郡山都市計画区域

都市計画区域の変遷

拟 古 ᆗ 両 区 😾	都i	市 計 画 決 定
都市計画区域	告示年月日	告 示 番 号
2,740ha	S62. 4.1	鹿児島県告示第 621号

用途地域の変遷

※ () はパーセント

施指告	行 年 月 日 定 年 月 日 示 番 号	第一種住居. 専 用 地 域		住 居地 域	近 商 業 地 域	準工業地域	計	備考
	平 4. 9. 1 亚 4 9 1	約 10.0ha	約 47.0ha	約 27. 0ha	約 3. 2ha	約 5.4ha	約 92.6ha	
F	平 4. 9. 1 町告示第 19 号	(10.8)	(50.7)	(29. 2)	(3.5)	(5.8)	(100.0)	

指定年月日	第一種低層住居 専用地 域	第一種中高層住居中高層性居中 用地域	第 一 種 住 居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業地 域	準 工 業 地 域	計	備考
平 8. 4. 1 平 8. 4. 1	約 10ha	約 49ha	約 18ha	約7.6ha	約3.2ha	約5.3ha	約93ha	
平 8. 4. 1 町告示第11号	(10.7)	(52. 6)	(19. 4)	(8. 2)	(3.4)	(5. 7)	(100.0)	
平 16. 9. 1 平 16. 9. 1	約 10ha	約 59ha	約 18ha	約7.6ha	約3.2ha	約5.3ha	約 103ha	
町告示第30号	(9.7)	(57. 2)	(17. 5)	(7.4)	(3. 1)	(5. 1)	(100.0)	

郡山都市計画用途地域

ח דייות	(- H								
種	類	面	積	容積率	建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建 築 物 の 敷地面積の 最 低 限 度	建築物の高さの限度	備考
	重低層用地域		10ha	8/10 以下	5/10 以下	_		10m	
小	計	約	10ha						9.7%
	中高層 用地域		59ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	
小	計	約	59ha						57.2%
第 - 住 居	一 種 地 域		18ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	
小	計	約	18ha						17.5%
準住居	居 地 域	約	7.6ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	
小	計	約	7. 6ha						7.4%
近隣商	業地域	約	3. 2ha	30/10 以下	8/10 以下	_	_	_	
小	計	約	3. 2ha						3.1%
準工業	業 地 域	約	5. 3ha	20/10 以下	6/10 以下	_	_	_	
小	計	約	5.3ha						5.1%
合	計	約	103ha						100.0%

特別用途地区

種類	名称	面 積	指定年月日	告示番号
郡山都市計画特別用途地区	第一種特定建築物制限地区	約 5.3ha	平 26.6.30	市告示 第 749 号